

8 助成事業決定までのスケジュール（予定）

- | | |
|----------------------|-----------------------------|
| (1) 申請〆切 | 令和8年11月4日（水）17時まで |
| (2) 一次審査：書類審査 | 令和8年11月下旬 |
| (3) 二次審査：公開プレゼンテーション | 令和9年1月下旬 ※書類審査通過団体のみ |
| (4) 助成事業決定 | 令和9年3月上旬頃に結果通知 |
- ※各審査前に審査員から事業に対する質問をする場合があります。
 ※二次審査で指定する日時に遅刻・欠席をした場合、辞退したものとして対応いたします。

9 交付決定後のスケジュール（予定）

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| (1) 助成金の支払① | 令和9年4月頃（交付決定額の10分の6） |
| (2) 事業経過の調査・確認 | 日程未定 |
| (3) 助成金の支払② | 令和9年10月頃（交付決定額の10分の4） |
| (4) 実績報告書の提出 | 令和10年4月上旬 |
| (5) 実績報告書に基づき精算 | 令和10年4月以降 |

10 審査の視点

審査の視点	申請にあたってのチェックポイント
①活動基盤（事業を担える団体であるか）	・事業実施に必要な体制を整えられているか
②計画実行（適切な形で実施できるか）	・実現性のある計画立てをしているか ・助成終了後も事業継続できる計画をしているか
③地域貢献（地域や社会のためになるか）	・地域や区民のニーズが反映されているか ・事業による効果が広く開かれたものであるか
④協働理解（連携・協働を意識した内容か）	・他団体との連携、協働をする仕組みがあるか ・事業効果が他団体、他地域に波及するか

審査員：大田区区民協働推進会議委員及び区の職員

11 募集説明会の開催（要事前申込）

本助成事業の募集説明会を行います。

日時 **令和8年10月5日（月）15時00分～16時30分**

場所 おおた国際交流センター（Minto Ota）

内容 本助成事業の概要説明、質疑応答

申込期限 **令和8年10月2日（金）正午**

※募集説明会への参加は助成金申込みの要件としておりません。

申込方法：下記項目を
 下記二次元コードから
 (1) 名前・ふりがな
 (2) 電話番号
 (3) メールアドレス
 (4) 所属団体
 (5) 参加人数
 URL: <https://logoform.jp/form/8BrJ/1711894>



申請先・問合せ

大田区 地域未来創造部 地域力推進課 区民協働・多文化共生担当

大田区蒲田4-16-8 おおた国際交流センター（Minto Ota）

電話：5744-1204 FAX：5744-1323 メール：j-kyoudou@city.ota.tokyo.jp

※事業実施団体から提出された書類は公正性・透明性を高めるために区ホームページで公開の対象とします。
 また、連携・協働の目的から行政機関内で使用させていただくことがあります。予めご了承ください。
 個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び大田区個人情報の保護に関する法律施行条例に従い、適正に管理します。

令和9年度実施

チャレンジ助成・チャレンジプラス助成 募集案内



地域力応援基金助成事業は、区民や事業者の皆様からいただいた寄附金を原資として、実施しております。

1 申請期間

令和8年 **10** 月 **5** 日(月)から **11** 月 **4** 日(水) **17** 時まで **※厳守**

2 助成対象期間

令和9年4月1日(木) から 令和10年3月31日(金) まで

※継続申請で採択された場合、同一事業を令和10年4月1日から令和11年3月31日まで助成。

3 助成対象事業

- (1) 【チャレンジ助成】 1事業（団体）あたり**最大200万円（継続150万円）**
新たな地域課題や新規事業にチャレンジし、地域の連携・協働の深まりが期待できる事業への助成。
- (2) 【チャレンジプラス助成】 1事業（団体）あたり**最大250万円（継続187万円）**
【チャレンジ助成】に該当し、更に①または②の提示テーマに取り組む事業への助成

①区民活動支援サイト「ためまっぶおおた」利用促進事業

大田区では、地域交流の活性化のために、地域で活躍している団体の活動情報や参加可能なイベント情報を広く周知する必要があります。そこで、新たにリアルタイムで地域のイベント情報を発信・受信できる「ためまっぶおおた」という区民活動支援サイトを導入しました。このサイトを通じてイベント参加を促進し、地域の多様な主体と地域住民とのつながりを創出するために、効果的な利用促進を実施する事業を募集します。

②家庭ごみ減量に向けた地域における普及啓発事業

大田区では、ごみのない持続可能な循環型社会を形成するために、「3R+Renewable」の推進を施策の方向性と定めています。区民一人一日あたりのごみと資源の総量を減らすべく、適正な排出を促進し、ごみの減量やりサイクルの推進について普及啓発に取り組む必要があります。

一人ひとりが適正な分別・ごみの減量に取り組むことで、資源循環の推進や環境負荷の低減につながり、将来にわたって住みよいまちづくりにも寄与します。そのため、地域と連携した効果的な普及啓発を実施する事業を募集します。

- 例) ・プラスチック分別回収強化に向けた普及啓発 ・食品ロス削減に向けた普及啓発
 ・雑がみ分別回収強化に向けた普及啓発

2つのメニュー合計で**総額1,000万円（継続750万円）**まで助成
 助成対象経費の10/10を助成

4 助成対象団体 ※（１）、（２）どちらも満たす団体

- （１）申請時において設立から**5年以上** かつ地域力応援基金助成金の交付事業終了から**2年以上**経過する団体
- （２）大田区区民活動情報サイト(オーちゃんネット)に登録している団体
※登録は申請と同時可

ただし、以下の項目に該当する団体は申請できません。
(助成金交付後に該当する事項が確認された場合は、助成金の返還をしていただきます。)

（ア）他の助成制度から申請事業と同一の事業又は同一の事業と判断できる事業で助成を受けるとき及び受けることが決定しているとき。

（イ）要綱に基づき、同一団体が同一年度中に複数の事業について申請しようとしているとき。

（ウ）申請事業と同一の事業又は同一の事業と判断できる事業で大田区区民活動積立基金及び地域力応援基金助成金による助成金の交付を受けたことがあるとき又は交付を受けた団体と同一の団体であるとみなされるとき。

（エ）地域力応援基金助成事業（チャレンジ助成・チャレンジプラス助成）交付要綱第 20 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 6 号に規定する事由により交付決定の取消しを受けたことがあるとき又は受けた団体と同一の団体であるとみなされるとき。

5 助成対象事業

区民を対象とし、公益性が認められ、社会貢献につながり、広く地域に開かれた非営利事業で、次に掲げる活動に係るもの。 ※複数の分野にまたがっても可

分 野		交付要綱第 4 条で規定より	
1	高齢者や障がい者の地域生活の支援を行う活動	6	環境の保全を図る活動
2	子育ての充実を図る活動	7	文化又は、芸術又は、国際化の推進を図る活動
3	地域医療との連携を図る活動	8	防災又は、地域安全又は、消費者の保護を図る活動
4	社会教育又は、スポーツの推進を図る活動	9	人権擁護又は、男女共同参画社会形成の促進を図る活動
5	まちづくり又は、観光の推進を図る活動	10	子どもの健全育成を図る活動
		11	その他公益性があり、広く地域貢献につながる活動

6 助成対象経費

事業に必要な経費のうち、下記に掲げるものを助成の対象にします。

費目	具体的な内容
謝礼	外部講師への謝礼やボランティア参加者への謝礼等 【外部講師謝礼】 区の講師謝礼支払い基準を目安とする。 15,000 円/時間（大学教授、弁護士、公認会計士、医師、著名民間学者） 12,000 円/時間（大学准教授、民間専門研究者、税理士） 8,000 円/時間（大学講師・助手、民間企業管理者、民間技術者） 5,000 円/時間（官公庁係長級以下の職員、その他） 【ボランティア謝礼】※団体の内外を問わず対象となります。 1 日 2,000 円を上限とする（事業当日及び準備に限る）
事務用消耗品費	文具・材料・用紙やプリンタのインク等の購入費 ※本体価格が 1 万円未満でも、耐用年数等を加味し物品と判断する場合あり

物品購入費 【相見積必要】	本体価格 1 万円以上（税込）のものが目安。 ※1 品につき、取得金額の 20%を上限とし、助成対象経費全体で申請額の 25%を上限とする。なお、継続申請時の残額計上は認める
リース・レンタル料 【相見積必要】	パソコンなどのリース料、車両・機材等のレンタル料
印刷料 【相見積必要】	事業チラシ・ポスター等の印刷費、資料等のコピー代 ※チラシのデザイン等を含む場合は委託費に該当する。 ※団体で行うコピー等については、見積書不要。
郵送料	郵送・運搬にかかる経費
保険料	イベント保険、ボランティア保険等にかかる経費
委託費 【相見積必要】	警備、チラシデザイン等の外部への委託経費 ※助成対象経費全体で申請額の 20%を上限とする。ただし、法令の定めによる配慮など区長が特別の事由があると認めたときはこの限りではない。
会場使用料	会場、会議室の使用料、駐車場代等 ※賃料、水道光熱費、インターネット使用料等の経常経費の計上は不可。
その他経費	上記以外で事業に必要な経費で、区長が必要と認めるもの

【留意点】（１）見積書は複数からもらってください。
※複数からの見積りのうち、最も安価な額で助成金を計算します。

（２）交際費、慶弔費、懇親会費など公益的事業に直結しない経費は対象外です。

7 申請方法

- ・下記提出物を LoGo フォーム で申請、または郵送してください。

※上記以外の提出方法は別途ご相談ください。
※相談は予約優先で対応いたします。
※提出された書類はお返しできません。
※手書きの場合、修正液や消えるペンは使用できません。



申請フォーム（LoGo フォーム）
URL：https://logoform.jp/form/8BrJ/1711928

提出物
（１）交付申請書 （２）収支予算 （３）団体規約・定款 （４）団体のメンバー一覧（団体での役職・役割を含むもの） （５）団体の直近年度の事業報告書・収支決算書 ※申請事業以外の事業も含んだ、報告書・決算書 （６）団体の令和 9 年度の事業計画書・収支予算書 ※申請事業以外の事業も含んだ、計画書・予算書 （７）見積書（対象経費中、該当となる経費を計上する団体のみ）